

4. 盲・聾・養護学校における学習評価の課題

盲・聾・養護学校においては、小・中学校等と同様の教育課程を編成し実施している場合もあるが、児童生徒の障害の状態等により、それぞれの実態が多様であるため、教育課程編成の特例が学習指導要領等に示されており、それを活用した教育課程編成が実施されている。例えば、教科の内容を一部取り扱わなかったり、下学年の教育課程を編成したり、自立活動を主として教育課程を編成したりする場合が見受けられる。また、知的障害の子どもを教育する場合には、その実態に即した教科の目標、内容が学習指導要領に示されており、盲学校や聾学校などで、知的障害を併せている場合などには、知的障害の子どもを教育するための教科を用いて教育課程を編成している。

このように多様な教育課程編成の実態が見受けられるため、盲・聾・養護学校における学習評価の基本は、それぞれの教育課程に基づいた指導実践に対応した評価を行うことである。

各学校においては、多様な教育課程の編成と適切な実施に努めるとともに、評価の在り方にも創意工夫が必要となる。

実際に学習評価に取り組む中で次のような課題が見受けられる。

1) 評価規準の設定における工夫

学習指導要領の目標・内容に基づいて、具体的な到達目標である評価規準を設定し、それが達成されたかどうかを日常の学習態度等も含めて評価することになるが、その際、留意すべきことは、評価規準の設定が適切かどうかである。

小・中学校に準じた教育課程を編成している場合は、小・中学校と同様に評価規準を設定し、評価を進めることが前提となるが、障害の特性等を踏まえて、観点別の評価規準にどのような工夫を凝らすかが課題となっている。障害があるがゆえの子どもへの努力の過程、なかなか目に見えない部分の評価の在り方等が盲・聾・養護学校においては、課題となっているようである。

2) いわゆる絶対評価と個人内評価の連携における工夫

1)で述べたように、いわゆる絶対評価の手続きが盲・聾・養護学校においても学習評価の基本となるが、盲・聾・養護学校においては、子どもの個人差が多いことが特徴であり、個々に、学習を進める際の具体的な目標、あるいは指導内容に工夫が必要になる。特に、自立活動の指導や重複障害児の指導に

おいては、個別の指導計画を作成して、それに基づいて指導を展開することになり、その過程や結果について、記録することになる。このような個別の指導計画に基づく指導は、現在、盲・聾・養護学校において、教科指導も含めて実施されるような広がりを見せている。

盲・聾・養護学校においては、自立活動等における個々の障害の状態に応じたその改善・克服にかかわる到達目標の設定、言語や行動、理解認識等の発達の諸側面からの到達目標の設定がなされ、具体的な評価が行われる。その際には、設定された目標に応じた具体的な評価の観点、評価規準等が工夫されることになる。つまり、学習指導要領に示された目標に従って評価規準を設定し、評価を行ういわゆる絶対評価と類似した手続きが用いられることになる。これは、個々に異なることから、個人内評価の側面も有している。個々の子どもの実態把握に基づいたそれぞれの子どもへの発達や障害の状態の改善・克服の視点からの具体的な到達目標が考慮され、それに従って評価が実施される。言い換えれば、個人内評価といわゆる絶対評価との統合された形での評価が必要となると言える。

こうした盲・聾・養護学校の教育の実態に即した独自の評価の在り方が、今後更に工夫されていく必要があろう。

3) 評価規準に基づく評定の在り方

いわゆる絶対評価においては、観点別に設けられた評価規準に基づき、学習指導要領の教科あるいは具体的な各単元の目標への到達状況が把握されることになる。「十分達成された」という評価等を総合して、評定を行うことになる。評定の仕方には、各学校において観点別の評価において比重を設け、指導のねらい、あるいは子どもの興味・関心等に応じて工夫することになる。

盲・聾・養護学校においては、評定を行う際に障害の特性等に応じて、様々な配慮を加えようとする試みもある。障害があるがゆえに見えにくい学習のプロセス、例えば、障害がない場合には必要がない努力のプロセス等を評定に反映しようという試みもなされている。学校独自に基準を設け、障害に基づく子どもの努力を加味して評定を行おうという実践である。

この点に関しては、まだ、試行の段階であり、あまりにこれが行き過ぎると、評価の客観性が失われることにもなりかねないおそれがある。今回の学習指導要領の改訂に基づく評価の在り方の転換は、客観的な評価の実践が目標でもあるが、一方では、個

に応じた指導に対する適切な評価の在り方の模索でもある。

盲・聾・養護学校においては、個に応じた指導が必要不可欠のものである。したがって、評価規準に基づく評価とそれを総合化して評定を行うことについて、盲・聾・養護学校の特性に応じた工夫改善が課題となろう。

4) 評価の客観性の確保

盲・聾・養護学校における教育は、小・中学校に準じて行うことが基本である。そのことは、教育目標、教育内容が基本的に同じものであることから伺える。しかし、盲・聾・養護学校の子どもたちには障害があるということから、教育課程の編成上も様々な配慮がなされている。こうした中で、留意すべき点は、今回の評価の在り方の改善におけるポイントの一つである評価の客観性をいかに保つかということである。

評価規準の作成や個別の指導計画に基づく評価実践等、評価方法の工夫改善が大切である。

そのためには、各学校での学習評価の実践例を持ち寄り検討し合うなどの評価の積み重ねが必要となる。盲・聾・養護学校の子どもに対する学習評価の実践は、個々に子どもの障害の状態等が異なることから、それぞれ個々に実践を進めてきた経過が見られ、オープンな形での議論はともすると後回しにされてきた傾向もある。学習評価の在り方が問われている今日、盲・聾・養護学校として、あるいは障害のある子どもの学習を評価する際の課題等について、具体的な実践例をもとに議論を進めていく必要があると思われる。

(宍戸 和成)